

お客様各位

信用組合 愛知商銀

キャッシュカードを使用した振込の一部利用制限について

(還付金詐欺・振り込め詐欺被害防止)

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、全国的に「還付金詐欺」「振り込め詐欺」の被害が多発しており、ご高齢のお客さまをATMに誘導し大切なご預金を振り込ませる「還付金詐欺」などの被害が多発しております。

そこで、当組合ではこうした被害を未然に防止するため、下記のとおりキャッシュカードによるATMでのお振込みの利用を制限させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切な預金をお守りするための対応でございますので、何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客様

- ① 年齢が70歳以上の方、且つ
- ② ATMにより3年以上キャッシュカードによる振込をされていない方

2. 上記のお客様がキャッシュカードによる振込を希望される場合

1,000円以上の振込を希望される場合は、営業時間内に当組合窓口へお申出ください。本人確認のうえで、手続をいたします。

※ キャッシュカードによる「お預入れ・お引出し等」は従来どおりご利用いただけます。

3. 対応開始日

平成29年12月25日

以上